

## 保護ボランティア登録制度の改正について

### 1 保護ボランティア登録制度について

- センターから動物を引き取り、新たな飼主に譲渡をする活動
- 平成26年の制度化以降、殺処分数の低減に大きく貢献していただいた。
- 特に、センターでの飼養管理が難しい乳飲み子猫の保護をはじめ、多頭飼育崩壊などの突発的な事案への対応に多大なご協力いただいている。

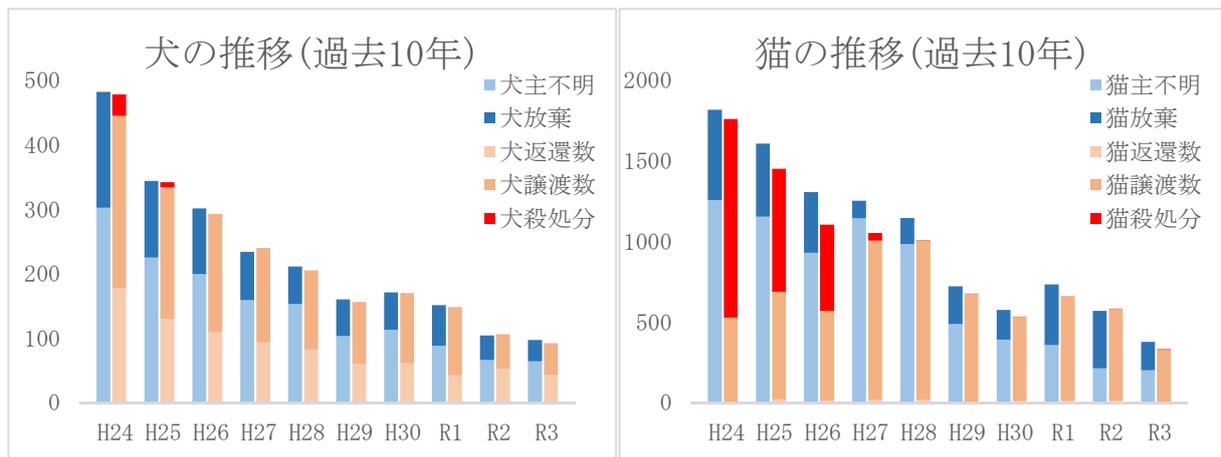
○保護ボランティア登録件数(各年度末の値)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
件数	11	23	25	22	20	19	22	15

### 2 現在の課題

#### ① 保護ボランティアに担っていただきたい役割の変化

センター(犬猫共存の群管理)とは異なるケアや飼養環境の提供を期待



#### ② 制度の規定と運用のズレ

近年はセンターからの依頼により引き取っていただくケースが多く、制度と運用実態が乖離。

#### ③ 保護ボランティアの活動や方向性の多様化

センターの推奨する適正飼養の方針と合致しないような飼養管理の発生

### 3 改正の骨子

#### ① センターからの積極的譲渡(引取依頼)の明文化

要領に「センターから引受けを依頼することがある」旨を明文化。本市の収容動物の福祉向上を目指す。

#### ② 一時預託の仕組みの創設

期限付きの預託制度を創設することにより、収容動物の福祉向上に向けた保護ボランティアとの連携についての選択肢を増やす。

③ 保護ボランティアへの支援の整理と拡充

● 支援内容の整理拡充

現行の内容に加え、センターで現に実施しているワクチン接種や駆虫薬投与を支援項目として追加

● 対象動物の拡充

譲渡等した妊娠動物の産子

④ 登録基準・遵守事項の見直し

● 登録基準：登録対象者の要件や、登録を断るケースの整理

動物取扱責任者に相当する者の必置、施設基準の厳格化

● 遵守事項：動物の管理台帳の整備を義務化、譲渡時の説明義務

4 改正のスケジュールや進め方

R5年度上半期中に既登録者への周知・説明などを行った上で、同年度中に新制度への移行を予定